○猟銃用火薬類等の輸入の許可

(第24条第1項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条 項	第 24 条第 1 項
処分の 概要	猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者 (委任 先)	岡山県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第 24 条第 2 項(猟銃用火薬類等の輸入の許可)、同第 50 条の 2 第 1 項(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第 12 条(猟銃用火薬等) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項・第 3 項、同第 9 条第 1 項(輸入の許可の申請)、同第 13 条(申請及び届出の 手続)
	銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標準処 理期間	5 日
申請先	陸揚地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合 わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区 分等	警察署長